

# 三重テラス第3ステージ運営方針策定業務委託

## 参加仕様書

### 1 委託業務の名称

三重テラス第3ステージ運営方針策定業務

### 2 業務の目的

三重県が平成25年9月に開設した首都圏営業拠点「三重テラス」は、県産品を販売するショップ、県産食材を使ったメニューを提供するレストラン、県・市町・商工団体・企業等が様々な県内の魅力を発信するイベントスペースを備え、首都圏における三重の認知度向上、三重ファンの拡大、県産品の販路拡大、県内への観光誘客に取り組んでいる。

三重テラスを設置している不動産の賃貸借契約及びショップ・レストランの運営委託の契約期間は5年間であり、平成30年度に更新した現行契約は、令和4年度末に期限を迎える。そのため、令和3年度に行った「三重テラス第2ステージ」にかかる総括評価の結果を受け、「第3ステージ（令和5～9年度）」に向け、現在の立地で三重テラスを継続する方向で検討を進めている。

一方で、三重テラス開設から2期10年が経過する中で、社会環境の変化、特に「with/after コロナ時代」への対応など、新しい課題に対応し、必要な機能の見直しが求められている。

本業務は、令和5年度から開始する三重テラス第3ステージを効果的かつ効率的に運営していくため、現状と課題をふまえた機能、運営方法、成果指標等の見直し案を含む運営方針案を策定するとともに、同方針をふまえた運営事業者の選定及び内装設計の業務委託のための仕様の提案を行うことを目的とする。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 委託期間

契約日から令和5年1月31日（火）まで

#### (2) 委託業務の内容

別添資料「三重テラス第3ステージ運営方針策定業務委託仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）のとおり

### 4 契約上限額

3,018,950円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 企画提案コンペ提案者に必要な資格

企画提案コンペ提案者は、次に掲げる資格をすべて満たすことを要する。なお、(1)及び(2)の条件については、参加資格確認申請に基づき下記6(1)の手続により確認し、(3)から(5)ま

での条件については、最優秀提案者決定後、下記8の手続により確認する。

- (1) 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は、当該共同事業体の各構成員が上記条件を全て満たすことを要する。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。

同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

## 6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する「三重テラス第3ステージ運営方針策定業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、最優秀提案者は、条件を付与した上で選定される場合がある（最優秀提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができる。）。

### (1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

#### 【提出書類】

#### ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

#### ② 参加資格にかかる添付書類

- ・〈法人の場合〉「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。）
- ・〈個人の場合〉「身分証明書」（身元証明書。本籍地市町村長証明のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。）及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」（東京法務局発行のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。）

※ 共同事業体により参加する場合は、代表者及び構成員全員についての添付書類を提出すること。

※ 三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者または三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は、添付書類提出の省略が可能である。

③ 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）及び添付書類（組織規程等の写し）

※ 共同事業体による提案の場合にのみ提出すること。

※ 共同事業体の組織規程、会則、契約書等の写しを添付すること。

【提出期限】

令和4年7月6日（水）13時00分まで（必着）

【提出先】

下記17に示す所属

【提出方法】

持参又は郵送（電子メール、ファックスによる提出は不可。）

※ 郵送の場合は、提出期限内に配達されるかの確認や書留郵便を利用するなどの手だてを実施するとともに、下記17に示す連絡先に到達の確認を行うこと。

※ 参加資格確認結果は、令和4年7月14日（木）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

【提出書類】

① 企画提案書（任意様式） …10部（正1部、写し9部）

(ア) 30ページ以内、文字は11ポイント以上で作成し、両面印刷のうえページ番号を記載すること。また、長辺側を綴じること。

(イ) 業務仕様書に基づき、できる限り具体的かつ効果的な内容で提案すること。最優秀提案を選定後、県と協議のうえ、企画提案書に記載された内容を基に委託契約を締結する。

(ウ) 下記について記載すること（順序は前後しても差し支えない）。

a 本業務についての基本的な考え方

b 社会環境の変化及び課題に関する現状認識

c 運営方針案（概案）

※ 仕様書及び参考資料を分析した概案で差し支えない。

d 運営業務委託にかかる提案（概案）

e 内装リニューアルのコンセプト案及びレイアウト図（概案）

f 効果的・戦略的な運営に関する提案

g ヒアリング調査を行う有識者等の氏名、プロフィール及びその専門分野

h 各業務の実施スケジュール

i 業務の実施体制（組織、人員）

※ 責任者、担当者、その他業務に携わるスタッフについては、実績や経験等も記載すること。

j 各業務について類似業務の経験があれば過去3年間の実績

② 見積書（第4号様式の1及び第4号様式の2） …10部（正1部、写し9部）

※ 見積価格は、本業務の履行に要する全ての経費を含め記載すること。

※ 見積価格は消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。なお、上記4に示す契約上限額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額であるため注意すること。

※ 費用の明細を可能な限り詳細に記載すること。

③ 参考資料（任意様式） …10部

※ 提案者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む。）、沿革等を簡潔に記載したものを提出すること（自社パンフレット等でも可）。

※ 共同事業体による提案の場合は、各構成員の組織概要に関する資料とともに、共同事業体の組織概要及びその役割分担に関する資料もあわせて提出すること。

**【提出期間】**

企画提案コンペ参加資格確認結果の通知から令和4年7月20日（水）13時00分まで

**【提出先】**

下記17に示す所属

**【提出方法】**

持参又は郵送（電子メール、FAXによる提出は不可。）

※ 郵送の場合は、提出期限内に配達されるかの確認や書留郵便を利用するなどの手だてを実施するとともに、下記17に示す連絡先に到達の確認を行うこと。

(3) 選定のための評価基準

以下の項目により、企画提案書等を総合的に評価して選定する。

① 的確性（5点×2）

- ・現状における課題を理解し、事業目的に合致した提案内容であるか。
- ・実施の手法等は的確で、合理的かつ具体性があるか。

② 企画性・独自性（5点）

- ・業務実施に対する企画性や独自の工夫があるか。
- ・新たな課題設定を行ったうえで、積極的な提案がなされているか。

③ 専門性（5点）

- ・専門的なアイデアが取り入れられているか。
- ・当該業務を実施する豊富な知識と経験を有しているか。

④ 実行性・計画性（5点×2）

- ・提案内容は実現可能なものであるか。
- ・実施スケジュールは計画的かつ具体的で適切なものとなっているか。

⑤ 事業実施体制（5点）

- ・組織体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
- ・業務実施にあたっての県との連絡体制は十分か。

⑥ 経済合理性（5点）

- ・費用対効果の観点から、効率的な内容となっているか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は妥当か。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施する。審査の結果は、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

【実施日時】

令和4年7月26日（火）午後（予定）

【実施方法】

ウェブ会議システム（Zoom）

- ※ プレゼンテーションは提案者本人が行う。ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出し、プレゼンテーションについて代理人に委任しているときは、その代理人によるものとする。
- ※ 審査は、質疑応答を除き1者あたり20分程度を予定している。
- ※ 審査の詳細な時刻等は、別途調整のうえ電話等により各提案者に通知する。
- ※ プレゼンテーションは提出のあった企画提案書等のみにより行う。

## 7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間

令和4年6月30日（木）13時00分まで

(2) 質問の方法

ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること（任意様式）。

質問文書には、担当窓口の所属名、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを明記し、送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

(3) 質問の内容

質問は当該業務委託にかかる条件や参加手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等には回答しない。

(4) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和4年7月4日（月）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

## 8 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、県が別途指定する期限までに以下の書類を提出すること。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」(その3未納税額のない証明用)(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。(その3の2)または(その3の3)でも可。)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。)
- (3) 「契約実績証明書」(第5号様式)
- (4) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに(1)及び(2)の提出または提示ができない者にあつては「申立書」(第6号様式)

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- (3) 三重県会計規則(平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (5) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 11 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 1 3 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ① 断固として不当介入を拒否すること
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事
  - ③ 発注所属に報告すること
  - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより受託業務の遂行等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)②または③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 1 4 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

### 1 5 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき（委任状による委任を受けている場合を除く。）。
- (4) 参加に際して事実と反する申請又は提案等の不正行為があったとき。
- (5) 見積価格又は企画提案書若しくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 契約上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (7) 提出すべき書類が所定の提出期限を越えて提出された（到達した）とき。
- (8) 談合その他不正行為が行われたと認められるとき。

### 1 6 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない（該当部分について個別に協議する。）。
- (4) 参加資格確認申請書の提出後又は参加資格確認結果の通知後に本企画提案コンペの参加

を辞退する場合は、すみやかに下記 17 の連絡先まで書面で届け出ること（任意様式）。

- (5) 本企画提案コンペに基づく契約者決定の効果は、令和 4 年度 6 月補正予算の発効時に  
いて生じる。

#### 17 企画提案コンペ及び契約に関する事務を担当する課・班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 営業推進班（担当 米津、佐藤）

電話：059-224-2386                      ファックス：059-224-3024

電子メール：eigy@pref.mie.lg.jp